

## 第92号議案

### 東三河広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、東三河広域連合規約を次のとおり変更するため、同法第291条の11の規定により議会の議決を求める。

平成29年12月6日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

### 東三河広域連合規約の一部を変更する規約

別紙のとおり

### 提案理由

東三河広域連合において介護保険に関する事務及び東三河まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく事務を行うため提案する。

## 東三河広域連合規約の一部を変更する規約

東三河広域連合規約（平成27年1月30日愛知県知事許可）の一部を次のように変更する。

第4条第1号を次のように改める。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）、介護保険法施行法（平成9年法律第124号）及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法に規定する介護保険に関する事務で、次に掲げるもの
  - ア 被保険者の資格管理に関する事務
  - イ 要介護認定及び要支援認定に関する事務
  - ウ 保険給付に関する事務
  - エ 介護保険事業計画の策定に関する事務
  - オ 保険料の賦課及び徴収に関する事務
  - カ 地域支援事業及び保健福祉事業に関する事務
  - キ 事業者（指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者については、豊橋市の区域に係るものに限る。以下このキにおいて同じ。）の指定並びに事業者に対する指導監査及び勧告に関する事務
  - ク 施設（豊橋市の区域に係るものに限る。以下このクにおいて同じ。）の指定、施設の開設の許可並びに施設の開設者に対する指導監査及び勧告に関する事務
  - ケ アからクまでの事務に附帯する事務

第4条中第10号を第12号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (11) 前号に規定する計画に基づき実施する事業で、次に掲げるもの
  - ア 東三河特産品の販路拡大に関すること。
  - イ 若い世代の転出の抑制に関すること。

第4条中第9号を第10号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第3号イを削り、同号ウを同号イとし、同号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第3章に規定する事務のうち、地

方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の49の10の規定により、中核市が処理することとされている事務（豊橋市の区域に係るものに限る。）

第17条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 介護保険料

別表を次のように改める。

別表（第17条関係）

経費の区分		負担割合
共通経費		人口割
第4条第1号に規定する事務に係る経費	アに係る経費	65歳以上人口割 100分の50 40歳以上65歳未満人口割 100分の50
	イに係る経費（認定調査に係る経費を除く。）	65歳以上人口割 100分の50 40歳以上65歳未満人口割 100分の50
	イに係る経費（認定調査に係る経費に限る。）	認定調査費割
	ウに係る経費	介護給付費割
	エに係る経費	65歳以上人口割 100分の50 40歳以上65歳未満人口割 100分の50
	オに係る経費（低所得者に対する保険料軽減に係る経費を除く。）	65歳以上人口割 100分の50 40歳以上65歳未満人口割 100分の50
	オに係る経費（低所得者に対する保険料軽減に係る経費に限る。）	低所得者保険料軽減費割

	カに係る経費(保健福祉事業に係る経費を除く。)	地域支援事業費割
	キに係る経費(指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者に係る経費を除く。)	65歳以上人口割 100分の50 40歳以上65歳未満人口割 100分の50
	キに係る経費(指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者に係る経費に限る。)	豊橋市 100分の100
	クに係る経費	豊橋市 100分の100
	ケに係る経費	65歳以上人口割 100分の50 40歳以上65歳未満人口割 100分の50
	第4条第2号に規定する事務に係る経費	豊橋市 100分の100
	第4条第3号に規定する事務に係る経費	人口割
	第4条第4号に規定する事務に係る経費	社会福祉法人数割
	第4条第5号に規定する事務に係る経費	障害支援区分認定審査件数割
	第4条第6号に規定する事務に係る経費	人口割
	第4条第7号に規定する事務に係る経費	基準面積割
	第4条第8号に規定する事務に係る経費	人口割
	第4条第9号に規定する事務に係る経費	人口割
	第4条第10号に規定する事務に係る経費	人口割
	第4条第11号に規定する事務に係る経費	人口割
	第4条第12号に規定する事務に係る経費	人口割

備考

- 1 「人口割」、「65歳以上人口割」及び「40歳以上65歳未満人口割」は、予算の属する年度の前年度の9月30日現在の住民基本台帳に基づく人口による。

- 2 「認定調査費割」、「介護給付費割」、「低所得者保険料軽減費割」及び「地域支援事業費割」は、予算の属する年度の実績額による。
- 3 「社会福祉法人数割」は、予算の属する年度の前年度の3月31日現在の社会福祉法人数による。
- 4 「障害支援区分認定審査件数割」は、予算の属する年度前3年間の審査件数の総数による。
- 5 「基準面積割」は、当該事務の実施区域の面積を用いて次の式により算出した面積（単位はhaとし、小数点第1位を四捨五入する。）による。  
$$\frac{(\text{都市計画区域面積} + \text{準都市計画区域面積}) \times 1.0 + \text{その他の区域面積}}{\text{総面積}} \times 0.7$$

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規約は、平成30年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この規約による変更後の東三河広域連合規約別表の規定は、平成30年度以後の年度分の負担金について適用し、平成29年度分までの負担金については、なお従前の例による。